鉾田市教育委員会教育長 (公印省略)

臨時休業期間の終了に伴う学校再開について

保護者の皆様におかれましては、4月13日からの臨時休業に係る児童生徒の自宅待機につきまして 長期に渡り御理解と御協力をいただきありがとうございます。

標記の件について、茨城県並びに本市の状況から、6月8日から「学校再開ガイドライン(5月28日時点)」に基づき、各小中学校において可能な限り感染症対策を行った上で、下記のとおり学校の教育活動を再開することとします。

保護者の皆様には、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校再開日

6月8日(月)~

2 具体的な再開内容

- (1) 通常登校, 通常授業とする。
- (2) 部活動の実施を可とします。
 - ・1年生の仮入部期間を適切に設定するとともに、 $2 \sim 3$ 年生の活動についても短時間での活動から始めるなどの配慮をします。
 - ・活動目的や活動内容及び計画について説明を行った上で実施するとともに,参加を強制しません。
- (3) 出欠の取扱いについては、通常の取り扱いとしますが、下記の場合は出席停止とします。
 - ・登校前の検温で発熱がある場合、咳、喉の痛み等の風邪の症状がある場合
 - ・海外から帰国した児童生徒が2週間の自宅等での待機を要請された場合
 - ・保護者が感染を心配して休ませたいと申し出た場合, 感染の可能性が高まっていると保護者 が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

3 学校で行う感染症対策(学校再開ガイドライン(5月28日時点)より抜粋)

(1) 感染症対策

- ①流水と石けんでの手洗いを基本とします。(石けんの常時設置を徹底する)
- ②ドアノブ,手すり,スイッチなど,多くの児童生徒が触れる場所は,1日1回以上,消毒を 実施します。また,児童生徒が共用する教材・教具は,使用する前に消毒します。
- ③少なくとも30分に1回以上,2方向の窓を同時に広く開け換気を行います。また,冷暖房設備使用時においても,換気の時間を設定します。
- ④毎朝の検温及び体調管理の徹底をお願いします。その際、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒は、自宅での休養をお願いします。登校後、発熱等の風邪の症状がみられる場合には、保護者に連絡しますので、自宅での休養をお願いします。

(2) 登下校

- ①徒歩, 自転車の場合, 原則としてマスクを着用し, 向かい合わせになることや会話を避けるよう指導します。
- ②スクールバスの場合,児童生徒にマスクを着用させ,会話を控えることや手洗いや咳エチケット等を指導します。さらに,定期的に窓を開け換気を行います。また,可能な限り間隔を空けて着席させるようにします。

(3)授業

- ①マスクを着用し、机の間隔を空け、対面での机の配置をしません。大声での発言を避けるよう指導します。
- ②体育・音楽の授業については、可能な限り感染症対策を行った上で実施します。ただし、体育において児童生徒が密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動、音楽の「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」については、実施内容を検討します。

4 給食について

- (1) 給食の配膳を行う給食当番や教職員に対し、配膳前に再度健康観察を行います。また、おかずや汁物は、できるかぎり学級担任などの教職員が盛り付けをします。
- (2) 給食当番はもとより、児童生徒等全員が給食前後に流水と石けんでの手洗いを徹底します。
- (3) 会食は、机を向い合わせにせず、座席の間隔を1m程度離し、飛沫を飛ばさないよう会話を控えるようにします。